

□日常生活用具種目一覧

種目	障害等級及び程度	性能	耐用年数	基準額
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者又は障害児が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者又は障害児が容易に使用し得るもの	6年	①録音再生機： 89,800円 ②再生専用機： 48,000円
盲人用時計	視覚障害２級以上の障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を対象とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	①触読時計： 10,300円 ②音声時計： 13,300円
点字タイプライター	視覚障害２級以上の障害者又は障害児。ただし、原則として就学し、又は就労している、若しくは就労が見込まれる者とする。	視覚障害者又は障害児が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の障害者又は障害児。ただし、障害者については、単身世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限るものとし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。	視覚障害者又は障害児が容易に使用し得るもの	5年	9,000円

盲人用血圧計 (音声式)	視覚障害２級以上の障害者 (障害者のみの世帯又はこれ に準ずる世帯で、日常生活上 必要と認められる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	15,000円
電磁調理器	①視覚障害２級以上の障害者 (障害者のみの世帯又はこれ に準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害者 更生相談所において知的障 害を有すると判定され、かつ、 障害の程度が重度以上の者 ③精神障害者保健福祉手帳所 持者又は精神科医により精 神障害を有すると判定され、 かつ、18歳以上の者	障害者又は障害児が容易に使用し 得るもの	6年	41,000円
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する障害者又は 障害児であって、本装置に より文字等を読むことが可能 なもの。ただし、障害児につ いては、原則小学校就学年齢 以上の児童とする。	画像入力装置を読みたいもの(印 刷物等)の上に置くことで、簡単 に拡大された画像(文字等)をモ ニターに映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用体重計	視覚障害２級以上の障害者 (障害者のみの世帯又はこれ に準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
点字図書	主に、情報の入手を点字によ っている視覚障害者又は障害 児	点字により作成された図書	—	—
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の障害者又は 障害児。ただし、障害児につ いては、原則小学校就学年 齢以上の児童とする。	視覚障害者又は障害児が容易に使 用し得るもの	10年	7,000円

視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者又は障害児が容易に使用し得るもの	6年	115,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者又は障害児（原則視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上の者）並びに視覚障害２級以上の障害者又は障害児であって、必要と認められるもの。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト	視覚障害若しくは上肢障害（文字を書くことが困難な者に限る。）を有する障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。	視覚障害者又は障害児用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフトその他のソフトで視覚障害者又は障害児がパーソナルコンピューター使用に当たり必要と認めるソフト又はインテリキー、ジョイスティックその他の周辺機器で上肢障害者又は障害児がパーソナルコンピューター使用に当たり必要と認める機器	5年	100,000円
視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	視覚障害２級以上の障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。	テレビ音声の受信が可能なもの	6年	29,000円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害若しくは発声、発語に著しい障害を有する障害者又は障害児であって、コミュ	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害	5年	71,000円

	ニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	者又は障害児が容易に使用し得るもの		
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害者（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者又は障害児であつて、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者又は障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者又は障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者又は障害児が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
便器	①下肢若しくは体幹機能の障害2級以上の障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。 ②難病患者等（常時介護を要する者に限る。）	障害者、障害児、難病患者等が容易に使用し得るもの（手すり付き又はつけることができるもの）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	①4,450円 ②5,400円 （手すり付）
特殊便器	①上肢障害2級以上の障害者又は障害児 ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害を有すると判定され、かつ、障害の程度が最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 ③難病患者等（上肢機能に障害がある者に限る。）ただし、①及び②の障害児につ	足踏みペダルにて温水温風を出し得るものであつて知的障害者、障害児、難病患者等及びその介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円

	いては、原則小学校就学年 齢以上の児童とする。			
特殊マット	①下肢若しくは体幹機能の障 害２級以上の障害者又は障 害児 ②児童相談所又は知的障害者 更生相談所において知的障 害を有すると判定され、か つ、障害の程度が重度以上 の者 ③難病患者等（寝たきりの状 態にある者に限る。）ただ し、①及び②の障害児につ いては、原則３歳以上の児 童とする。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染 若しくは損耗を防止できる機能を 有するもの又はマット（寝具）に ビニール等の加工をしたもの	５年	19,600円
特殊尿器	①下肢若しくは体幹機能の障 害２級以上の障害者又は障 害児。ただし、障害児につ いては、原則小学校就学年 齢以上の児童とする。 ②難病患者等（自力で排尿で きない者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、 障害者、障害児、難病患者等及び その介護者が容易に使用し得るも の	５年	67,000円
特殊寝台	①下肢若しくは体幹機能の障 害２級以上の障害者又は障 害児。ただし、障害児につ いては、原則小学校就学年 齢以上の児童とする。 ②難病患者等（寝たきりの状 態にある者に限る。）	腕、脚等の訓練のできる器具を付 帯し、原則として使用者の頭部及 び脚部の傾斜、角度を個別に調整 できる機能を有するもの	８年	154,000円
訓練用ベッド	難病患者等（下肢又は体幹機 能に障害のある者に限る。）	腕又は脚の訓練ができる器具を備 えたもの	８年	159,200円
訓練いす	下肢又は体幹機能の障害２級 以上の障害児で、原則３歳以 上とする。	原則として附属のテーブルをつけ るものとする。	５年	33,100円

	上のもの			
入浴担架	下肢若しくは体幹機能の障害2級以上の障害者又は障害児で、入浴に当たって家族等他人の介助を要するもの。ただし、障害児については、原則3歳以上の児童とする。	障害者又は障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	①下肢若しくは体幹機能の障害2級以上の障害者又は障害児で、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するもの。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。 ②難病患者等（寝たきりの状態にある者に限る。）	介護者が障害者、障害児又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障害を有する者又は肢体不自由者若しくは肢体不自由児であって、発声、発語に著しい障害を有する障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。	携帯式で、ことばを音声又は文書に変換する機能を有し、障害者又は障害児が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
入浴補助用具	①下肢若しくは体幹機能に障害を有する障害者又は障害児で、入浴に当たって家族等他人の介助を要するもの。ただし、障害児については、原則3歳以上の児童とする。 ②難病患者等（入浴に介助を	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者、障害児、難病患者等及びその介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円

	要する者に限る。)			
移動用リフト	①下肢若しくは体幹機能の障害2級以上の障害者又は障害児。ただし、障害児については、原則3歳以上の児童とする。 ②難病患者等（下肢又は体幹機能に障害のある者に限る。）	介護者が重度身体障害者又は障害児、難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
保護ブーツ	下肢若しくは体幹機能に障害を有する障害者又は障害児で、移動において介助を必要とするもの。ただし、障害児については、原則3歳以上の児童とする。	足部の保護及び保温をする性能を有し、容易に着脱することができるもの	3年	①冬季以外： 20,000円 ②冬季： 30,000円
移動・移乗支援用具	①平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有する障害者又は障害児で、家庭内の移動において介助を必要とするもの。ただし、障害児については、原則3歳以上の児童とする。 ②難病患者等（下肢が不自由な者に限る。）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障害者、障害児、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	60,000円
居宅生活動作補助用具	①下肢若しくは体幹機能の障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級）以上の障害者又	障害者、障害児、難病患者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

	<p>は障害児。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。</p> <p>②難病患者等（下肢又は体幹機能に障害のある者に限る。）</p>			
透析液加温器	<p>①じん臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者</p> <p>②身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（じん臓機能障害に限る。）の程度が３級以上で、原則３歳以上の者</p>	透析液を加温し、一定温度を保つもの	5年	51,500円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
ネブライザー	<p>①呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の障害を有する障害者又は障害児であつて、必要と認められるもの。ただし、障害児については、原則小学校就学年齢以上の児童とする。</p> <p>②難病患者等（呼吸機能障害のある者に限る。）</p>	障害者、障害児、難病患者等及びその介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	上記に同じ。	上記に同じ	5年	56,400円
頭部保護帽	①児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害を有すると判定され、かつ、障害の程度が重度又は	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	36,750円

	<p>最重度である者若しくは精神障害者保健福祉手帳所持者又は精神科医により精神障害を有すると判定され、かつ、てんかんの発生等により頻繁に転倒する者</p> <p>②平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者</p>			
歩行補助杖 (一本杖)	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する障害者又は障害児で、移動において杖を必要とするもの。ただし、障害児については、原則3歳以上の児童とする。</p>	<p>障害者又は障害児が容易に使用し得るもの</p>	3年	4,500円
点字器	<p>主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は障害児</p>	<p>点筆を含み、点字を容易に作成できるもの</p>	<p>標準型7年 携帯用5年</p>	10,400円
人工喉頭	<p>音声機能若しくは言語機能に障害を有する障害者又は障害児であって、発声、発語に著しい障害を有するもの。ただし、障害児については、原則3歳以上の児童とする。</p>	<p>音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>笛式4年 電動式5年</p>	70,100円
収尿器	<p>普通便所で排便が困難な障害者又は障害児</p>	<p>採尿器（袋）や蓄尿袋等で、尿の逆流防止装置などにより、排便が容易にならしめるよう機能を有すること。</p> <p>ただし、簡易型の採尿袋は20枚を1組とする。</p>	1年	8,500円
ストマ用装具	<p>排尿、排便機能に障害を有する障害者若しくは障害児又は脳性麻痺等脳原生運動機能障</p>	<p>ストマ用蓄便袋、ストマ用蓄尿袋又はストマ用装具を装着ができない場合は紙おむつ、サラシ、ガー</p>	—	<p>①蓄便袋 (1月) : 8,600円</p>

	害により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な障害者若しくは障害児。ただし、障害児については、原則3歳以上の児童とする。	ぜ、脱脂綿、洗腸装具を給付するものとする。		②蓄尿袋又は紙オムツ等（1月）： 12,000円 ③蓄便と蓄尿袋（1月）： 18,000円 ④浣腸装具： 24,000円
火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者又は障害児のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものであって、かつ、次の①から③までのいずれかに該当するもの ①障害等級2級以上の障害者又は障害児 ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害を有すると判定され、かつ、障害の程度が重度以上の者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者又は精神科医により精神障害を有すると判定された者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者、障害児、難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円

	<p>あって、かつ、次の①から④までのいずれかに該当するもの</p> <p>①障害等級2級以上の障害者又は障害児</p> <p>②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害を有すると判定され、かつ、障害の程度が重度以上の者</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳所持者又は精神科医により精神障害を有すると判定された者</p> <p>④難病患者等</p>			
ファックス	<p>聴覚又は音声若しくは言語機能の障害3級以上の障害者</p> <p>(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる世帯)</p>	障害者が容易に使用し得るもの	5年	7,700円
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	<p>難病患者等(人工呼吸器の装着が必要な者に限る。)</p>	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円

※ 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚用めざまし時計、聴覚用屋内信号灯を含みます。

※ 原則、1割の自己負担があります。(所得によって上限が設定されています。)